

# 第 2 回検討会で出された御質問等について

# ICF (国際生活機能分類) について

○ ICF (International Classifications of Functioning, Disability and Health) とは

・ 「全ての人の生活や障害の状態を表すことができる国際的な共通言語」としてWHOが承認 (2001年)

＊ 児童期用 : ICF-CY (Children and Youth Version 国際生活機能分類児童版)

・ 全体は1424項目 (ICF-CYは更に232項目追加) で構成されている。

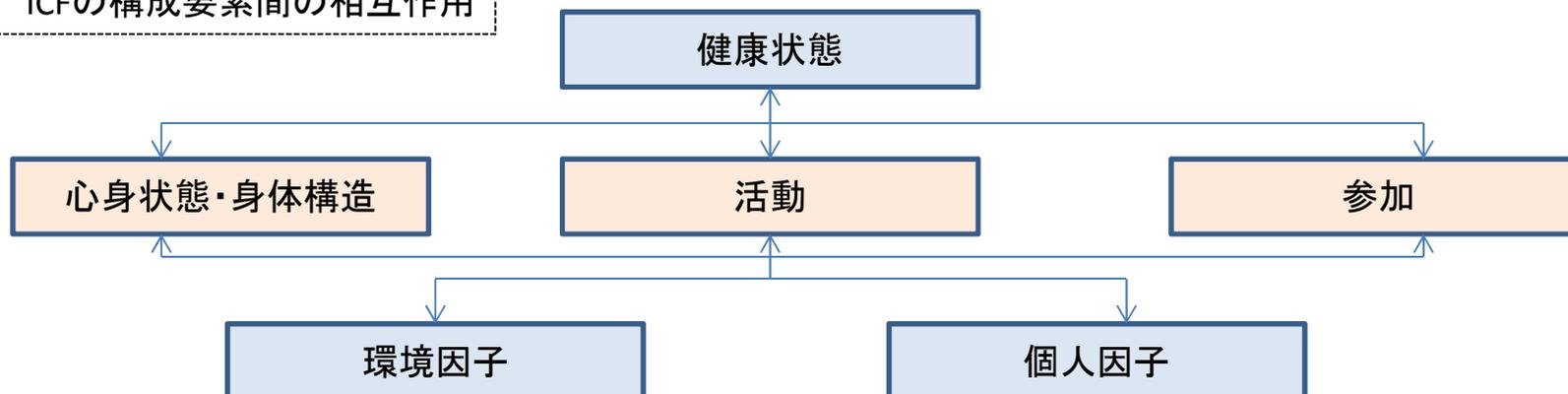
○ 特徴

・ 一人一人の情報を「心身機能・身体構造」「活動」「参加」という3つの次元に加え、「健康状態」

「環境因子」個人因子」やそれらとの相互作用で総合的に整理できる。

・ 個別支援のゴールを「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の変化・維持で考えること、支援の効果を「環境因子」の変化として評価することができる。

図 ICFの構成要素間の相互作用



# 社会的養護の現状 施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

<b>里親</b>	家庭における養育を里親に委託		<b>登録里親数</b>	<b>委託里親数</b>	<b>委託児童数</b>	<b>ファミリーホーム</b>	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			9,392世帯	3,487世帯	4,578人		ホーム数	218か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	7,505世帯	2,763世帯	3,498人			
		専門里親	632世帯	162世帯	197人			
		養子縁組里親	2,445世帯	218世帯	213人			
	親族里親	471世帯	465世帯	670人	委託児童数	829人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	131か所	595か所	38か所	58か所	258か所	113か所
定員	3,857人	34,044人	1,779人	3,815人	5,121世帯	749人
現員	3,069人	28,831人	1,310人	1,544人	3,654世帯 児童5,877人	430人
職員総数	4,088人	15,575人	948人	1,801人	1,972人	372人

※里親数、委託児童数は福祉行政報告例(平成25年3月末現在)

※施設数、ホーム数、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成25年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成23年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成24年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

<b>小規模グループケア</b>	943か所
<b>地域小規模児童養護施設</b>	269か所

# 児童養護施設等に入所している障害児の状況

(単位：人)

	総数	うち障害等を有する児童（重複回答）										
		身体虚弱	肢体不自由	視聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	ADHD	LD	広汎性発達障害	その他の障害等	
里親委託児	3,611 100.0%	649 18.0%	95 2.6%	25 0.7%	34 0.9%	27 0.7%	239 6.6%	26 0.7%	55 1.5%	18 0.5%	74 2.0%	150 4.2%
養護施設児	31,593 100.0%	7,384 23.4%	753 2.4%	131 0.4%	246 0.8%	411 1.3%	2,968 9.4%	391 1.2%	791 2.5%	343 1.1%	815 2.6%	2,314 7.3%
情緒障害児	1,104 100.0%	781 70.7%	7 0.6%	5 0.5%	3 0.3%	4 0.4%	118 10.7%	23 2.1%	131 11.9%	35 3.2%	186 16.8%	496 44.9%
自立施設児	1,995 100.0%	707 35.4%	19 1.0%	6 0.3%	11 0.6%	11 0.6%	186 9.3%	31 1.6%	179 9.0%	63 3.2%	146 7.3%	263 13.2%
乳児院児	3,299 100.0%	1,067 32.3%	674 20.4%	106 3.2%	94 2.8%	101 3.1%	183 5.5%	61 1.8%	7 0.2%	-	30 0.9%	284 8.6%
母子施設児	6,552 100.0%	1,067 16.3%	223 3.4%	27 0.4%	29 0.4%	64 1.0%	246 3.8%	54 0.8%	86 1.3%	67 1.0%	123 1.9%	397 6.1%

(注) 里親に委託されている児童を「里親委託児」、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童をそれぞれ「養護施設児」「情緒障害児」「自立施設児」「乳児院児」、母子生活支援施設に措置されている母子世帯の児童を「母子施設児」という。

(児童養護施設入所児童等調査（平成19年度調査）)